

地域公共交通確保維持改善事業（四国ブロック）説明会

日時：平成23年2月14日（月）13:30～15:55

場所：サンポートホール高松5階 第2小ホール

主催：国土交通省四国運輸局

司会 企画課 せのう

内容：

13:33～13:38 開会挨拶 四国運輸局長 宮村弘明

- ・活力ある町づくり、地域交流、観光の交流など、地域公共交通は重要な課題となっている。
- ・課題先進圏、公共交通利用率はわずか8%。四国では、公共交通基盤はきびしい。
- ・平成23年度予算 地域公共交通（維持改善事業）が新しくできた。既存予算の1.4倍の305億円の予算を確保している。
- ・四国各県の自治体、事業所のみならずには活用いただき、地域ニーズをふまえた最適な地域交通の確保を目指して欲しい。
- ・広く理解いただけますよう、声かけさせていただいた。
- ・新制度の内容、スケジュール、従来のモノとどう違うのか、時間の許す限り質疑いただきたい。
- ・まだ制度設計が未完の所があり、お答えできない部分もあろうが、逆に、補助金要項をまとめるにあたって参考となるので、意見を、要望を活発に出していただきたい。



13:38～14:41 地域公共交通確保維持改善事業について

○講師：国土交通省総合政策局交通計画課 課長補佐 斎藤敬一郎の予定であったが、天候不良のため、飛行機が伊丹空港に行ってしまうに到着が遅れている。斎藤、宮屋敷、せのうの3名で説明させていただく。

<せのう課長>

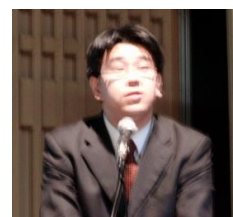
○生活交通サバイバル戦略

- ・平成23年度予算として、305億円計上。
- ・事業仕分けの中で、国がどういったものに補助すべきか、仕組みの見直しがなされた。
- ・地方バス路線補助、離島航路補助、バリアフリー補助をスクラップし、本制度として在来事業予算の1.42倍の予算総額となっている。
- ・地方路線バス補助の補助要件も対象を広げる予定。
- ・バリアフリー関連では、LRTやICカードの導入等も補助対象となる。
- ・調査費への支援も考えている。

<佐藤克文 国土交通省海事局内航課 企画調整官>

○予算の充実を図りたかった

- ・交通基本法 地域内の移動を確保しよう。
- ・財政事情が厳しいなか、厳しいシーリングがかけられるなか、この予算についてはなるべく充実しようと取り組んできた。
- ・事業仕分け、刷新会議において、改善できる点を総ざらえで見直そう、公開、透明性の中で議



論をしよう → 「事後補填方式」が基本だったが、これは国の金の使い方としていいのか？

- ・ 一体的な支援制度としながら、地域の方が持続可能な水準、利用者に対してきめ細やかなサービス水準などを、総合的に検討する制度とする。

○1. 4倍、305億円の予算

- ・ 交通基本法に関わる部分、地域の交通をターゲットに。
- ・ 地域内の交通、地方バス路線補助、離島航路補助、離島航空路補助、バリアフリー関係、LRT、地域鉄道の近代化補助 → 一括支援制度に入っている

○生活交通ネットワーク計画

- ・ 効率的な維持を検討いただく。 → 生活交通ネットワーク計画
- ・ 地域協議会 地域の交通の性格に合わせ、どこが中心に議論を進めるか考えて。
- ・ バリアフリー 駅やバスターミナルの改修、LRTなどの初期投資の部分も含まれる。

○地域協議会の考え方

- ・ 地方公共団体、関係交通事業者、国等で構成。
- ・ 既存計画の「みなし」
- ・ 自治体で主催してもらう。

○確保維持事業の流れ（ポイント）

- ・ 事前に申請いただき、関係者の中でサービス水準や持続性について協議、合意。
- ・ 従来は事後申請。事業効果が見えてから申請する形だった。 → 事前に収支見込みを提出いただく。
- ・ 事前申請で収支見込みを提出いただくことで、コスト管理などインセンティブが働く。

○バリア解消促進事業の流れ（調整中） p 4

○調査事業のながれ p 5

- ・ 路線維持系、バリアフリー関係事業を進めるにあたって、調査費を支援する。
- ・ 計画策定のための調査実施前に申請いただく。
- ・ 協議会で計画づくりをしてもらうことがポイントとなる。

<宮屋敷（かんやしき） 国土交通省自動車交通局旅客課 地方交通係長>

- ・ 陸上交通にかかる部分の説明を行う。



○地域間生活交通と地域内生活交通 6 p

- ・ 地域間生活交通：地域間バス路線のうち、一定の要件を満たし、赤字が見込まれる路線であって、生活交通ネットワーク計画に位置づけられたもの。
- ・ これまでの10km要件は廃止。
- ・ 事前内定方式への変更。

- ・地域内生活交通：幹線路線等と密接な地域内路線のうち、過疎地域等の移動の確保など一定の要件を満たし、赤字が見込まれるものであって、生活交通ネットワーク計画に位置づけられたもの。
- ・補助の上限：

○補助対象とする地域間幹線路線の要件 7 p

- ・具体的な要件
 - ① 複数市町村にまたがる路線であること：従来と変わりなし
 - ② 1日あたりの運行が3回以上：変わりなし
 - ③ 輸送量が15～150人/日と見込まれること：変わった
 - ④ 経常赤字が見込まれること
 - ⑤ 交通ネットワーク計画に記載され、国交省の承認を受けたもの：変わりなし
 - ⑥ 生活交通ネットワーク計画に記載され、国による承認を受けていること。
 - ⑦ 生活交通ネットワーク計画策定にあたっては、公聴会やパブコメを。
 - ⑧ 運行内容について品質・価格・企画等を踏まえて選定され、計画に記載されていること。
- ・地方自治体の協調補助の要件がはずれるので、市町村など自治体がつき合えないから補助できないということは無くなった。

○補助対象とする地域内フィーダー路線の要件 8 p

- ・具体的な要件
 - ① 交通不便地域の移動確保を目的とするもの。
 - ② バス停や港、空港などで、幹線ネットワークと接続すること。
 - ③ 新たに運行を開始、あるいは新たに公的支援を受けるもの。 ← 在来から市町村などの補助を受けていたものは補助対象外。
 - ④ 輸送量が2人/回以上見込まれること。
 - ⑤ 経常赤字が見込まれること。
 - ⑥ 国による支援額は、補助上限限度額の範囲内であること。
 - ⑦ 生活交通ネットワーク計画に記載され、国による承認を受けていること。
 - ⑧ 生活交通ネットワーク計画策定にあたっては、公聴会やパブコメを。
 - ⑨ 運行内容について品質・価格・企画等を踏まえて選定され、計画に記載されていること。

○離島航路に係る確保維持事業 p 9

- ・補助対象事業の原則1/2を国が補助。
- ・拡充 路線維持確保の部分についても予算額として充実。
- ・拡充 赤字が出ても必要な路線についての維持 → 島民対象運賃の1/2補助 観光客は対象としない。
- ・欠損抑制に資する構造改革への支援：航路の再編、便数、時間帯の見直し、改善をする場合には、引き続き補助していく。

○離島航空路に係る確保維持事業 p 10

- ・ これまでは、空港整備特会の制約から、固定資産にしか補助が出来なかった。 → 一般会計に移行

○スケジュールについて p 15

- ・ 拡充部分は新制度部分なので、平成23年度事業について対象となる。

14:41~15:17 質疑

男性Q：陸上交通代替バス路線 路線ごとに事業者が固定化していると思う。事業者の変更は可能か、事業者の実績をどう審査するのか。市が認定すればいいのか。

運行経費の算定の考え方は、地域により大きく異なるのではないか。

売り上げの発生は、内定方式のどこに位置づけられるのか。

宮屋敷A：事業者がいきなり撤退し、選定するとかいうことでなければ、価格、品質をふまえて審査、内定する。

標準的なコストの意味合いですが、これまでも全国を21のブロックに切り分けて設定してきており、同様の考え。

佐藤A：実欠損ベースで考えている。数カ年の実績で検討し、それからの変化、トレンドは理由を付けて申請いただく。

経営インセンティブ 事前の内定額よりも経費がかからなかった、収益があがった場合、事業者さんの努力による部分は補助金の返還不要。

四国フェリーQ：1p 陸上交通と離島航路は書かれている。四国フェリーは橋が架かっているの
で離島航路ではない。しかし地域交通として必要な航路。これを救ってもらえる制度はないのか。

佐藤A：交通基本法関連として、非常に重要な路線の確保はこの「法」だけではない。基本的には地域内の生活面を支援していくことに、予算面からも限らせてもらっている。

宇高航路は物流を担っている。まずは、地域の交通を担っている部分を優先して対応させてもらっている。

四国フェリー：早く国交省の方で対策を考えもらいたい。

女性一丸亀市離島担当Q：2p 生活交通ネットワーク計画 これから計画を立てないかんという
ことで質問する。

協議会は県がするのか、市町がするのか、どこでどういう風に決めるのか。

15p スケジュール 平成23年度10月に申請するというのは時間的にきつい。平成24年4月からということはどうか。

島民の運賃補填も可能ということだったが、もう少し詳しく教えてほしい。

協議会に関して、地域活性化協議会を持っている。国から活性化協議会に補助金をもらって

いる。通帳管理で困っている。市の会計を通すような形で補助金を受け入れられるように要望しておく。

男性一丸亀市Q：p 3 スケジュールとして、計画をいつ出せばいいのか。

A：2 p 生活交通ネットワーク計画の策定 一つの市町村に収まるものは市町村主催、複数の市にまたがるものは県で主催。離島航路も同様に考える。

スケジュール 協議会を設立し計画を作るのでは、今年の10月からの事業年度では間に合わないのではないかととの質問。これまでの8本の事業を廃止にしており、これまでの事業の経過措置しか認められない。平成23年10月に間に合わせてもらう必要がある。しかし、これまでの事業計画に、資金計画など一部計画を追加してもらえればいい。大学の先生などを入れ、将来構想を練ってくださいといっているわけではない。

金のやりとりは事業者への補助。調査費の部分だけが協議会に支出される。

スケジュール 15 p 10月～翌年9月が事業年度。新制度の部分は、23年4月から9月となる。今年は経過措置として、追加募集や締め切りに工夫が必要と考えている。計画は事業年度開始前に策定が必要。

徳島県南部総合地方局Q：提出してから補助金内定額決定まで、どれぐらいのタイムラグがかかるのか。地域特性を考えると第3セクタの鉄道は地域公共交通維持事業の対象となるのか。

斎藤A：2～3ヶ月程度。現状の補助申請と補助額決定と同じ作業をするので。

陸上交通の3セクの回答は後半の説明の中で。

小松島市の公営交通事業者Q：7 p 要件の15～150人/日・・・これは系統別輸送量ということか。競合カットの概念はどうなるのか。

A：路線ごとの輸送量である。これまで同様に競合カットの概念もある。

<15:17～15:33 斎藤補佐説明>

○1 p

- ・運営費、いわゆる赤字の半分を補填する。これとは異にしているのは他の二つである。
- ・バリアフリー 3つの要素
- ・地域交通調査費 協議会が作る計画策定にあたって必要となる調査の費用のみが対象 計画策定につながらないもの、補助対象の計画内容に対応しないものは補助対象外。



○2 p

- ・既存協議会に役割を付加し、2枚目の看板を持たせてもらうのがやりやすい形かなと思う。
- ・「みなし」規定を使うまでもないのではないか。
- ・必須のメンバ 国、県、市町村、事業者 また、自治体の協調補助を廃止したことから、この

費用負担者、利用者代表を入れても入れなくても良いが、利用者の意見を反映させる工夫を。

○4 p

- ・バリアフリー事業では、事前に計画提出してきている。これでイメージづくりしてもらえればいい。

○11 p

- ・優先順位を評価する際に、自治体の支援の有無は評価される。

○13 p

- ・新制度のポイント
現行の「全事業経営損益」基準から「鉄道事業経常損益」基準に変更
機能アップしない部分も補助対象
地方自治体の協調補助要件がなくなるが、事業採択・補助金配分に際しては、地方自治体の強調補助の有無・規模を十分に勘案

○15 p

- ・活性化・再生総合事業 現行制度と同じ補助を平成23年度だけ行う。

A：鉄道は対象にならない。最後の交通手段のみが対象。

刷新会議で、「それは国の仕事ではない。最後の交通手段に対してのみ、その交通の確保のためだけに補助を」と、陸上の鉄道は対象となっていない。

15:33~15:55 質疑

愛媛県今治市Q：これまでの航路改善協議会をひきつぎやってもいいのか。

佐藤A：今年度中であれば問題ない。来年度も旧制度の内容についてのみならok。なるべく急いで新制度（予算面、補助率など）を活用いただきたい。

今治市Q：「一定の要件のもと船舶の代替が可能」とあるが、離島航路法に基づく離島だけが対象となる。最後の交通手段か、生活を守る交通か。

高知県宿毛タクシー協会Q：新田内閣政務官 バス利用、駅まで行けない部分をタクシーがつかないでいる。需要を確認しドアツードアの交通を・・・ 実証実験で短期間とはどれほどか。

A：乗り合いタクシーのようなドア～ドアも含まれる。調査の短期間がいくらかと今時点で言えない。内部で検討したい。

徳島県鳴門市Q：白ナンバーの市町村が運営しているバスも対象となるのか。市町村が補助している路線は必ず対象外になるのか。

A：フィーダー路線については、市町村運営の路線も対象とする。

8 p の③の質問かと思う。財政当局と議論になった点。市町村が赤字補填している路線は、地方財政措置がすでにされている部分のため、政府全体の立場から対象としない。ご理解ください。

鳴門市Q：地域協議会と行程協議会、さらに3つめの協議会となるが、活動の無い行程強議会で代えてはと思うが・・・また、質問を出先（地方運輸局）に聞いて、いつ頃から回答をもらえるものか。

A：既存協議会を使って議論していただくのが合理的だ。そう対応いただければいい。

新しい制度は4月1日に制度スタート。そのため、2月には制度を完成する必要があるが、がんばっている。運輸局の企画観光部の企画課に追加質問いただき、本省に確認し、個別あるいは広く回答させてもらう。

女性－愛媛県西予市Q：地域間 輸送量15～150人／日 15人の要件は非常に厳しい。緩和措置を考えていただきたい。当地域では1系統で15人を確保するのは厳しくなっている。1 p . . .

1 p デマンド交通の運行について支援対象を拡充とあるが、このあたりを手厚くしてほしい。

A：8 p を参照してほしい。

女性－愛媛県交通対策課Q：5人未満のカット、 地域内フィーダー路線について、車両も補助になるのか。2人の考え方の根拠は。

宮屋敷A：インセンティブ補助 新制度への移行にあたって無くなる。事前申請方式となり、事業者努力で益が出た分、補助を返せといわない部分がインセンティブとなる。

2人 中型のバスを想定。

－ 以上 －

